

令和 7 年度

P T A 総 会 資 料



柏市立酒井根中学校

総 会 目 次

P 2 ~ 1 2	令 和 6 年 度	活 動 報 告
P 1 3	令 和 6 年 度	決 算 報 告
P 1 4	令 和 6 年 度	会 計 監 査 報 告
P 1 5	令 和 7 年 度	役 員 候 補 者
P 1 6	令 和 7 年 度	予 算 案
P 1 7 ~ 1 9	令 和 7 年 度	活 動 計 画 案
P 2 0	令 和 7 年 度	P T A 組 織 構 成 図
P 2 1 ~ 2 4	P T A 会 則	
P 2 5	P T A 団 体 総 合 補 償 制 度 に つ い て	

本 部 活 動 報 告

月	日	活 動 報 告
4	19	本部役員顔合わせ・引継ぎ
	26	P T A総会
5	17	第 1 回運営委員会・役員会
	19	柏市 P T A 総会・広報紙表彰式 出席
7	6	柏市小・中 P T A 会長・副会長研修会 出席
	12	第 2 回運営委員会・役員会
9	6	第 3 回運営委員会・役員会
10	3	四校連絡協議会 出席
	4	体育祭（見回り・案内）
	11	中間会計監査
	24	合唱コンクール（誘導・見回り）
11	8	第 4 回運営委員会・役員会
	21	臨時総会
1	10	第 5 回運営委員会・役員会
	17	新入生保護者説明会用資料配信
3	7	第 6 回運営委員会・役員会、新年度役員選出
	21	学校保健委員会会議 出席
	26	年度末会計監査・給食監査
4	4～ 10	総会資料配信準備
	10	総会資料配信（予定）
	18	新役員打ち合わせ（予定）

推薦委員会活動報告

月	日	活動報告	活動内容
9	6	第1回推薦委員会	推薦委員会発足・委員長・副委員長決め
10	11	手紙配布	「推薦委員会発足のお知らせと お願い」配信
11	8	第2回推薦委員会	役員候補者の選出・検討
1	10	第3回推薦委員会	役員候補者の決定・選出・検討
3	7	事務作業	役員候補者の決定・承諾書

1 学年委員会年間活動報告

活動の重点	先生方と保護者との連携を深め、子どもたちの学校生活がより安全で有意義なものになるように協力する。
-------	--

月	日	活動報告	活動内容
4	19	新役員打ち合わせ	学年委員長・副委員長選出・顔合わせ、引継ぎ
	26	PTA 総会	欠席
5	1	制服リユース	先生方との顔合わせ
	8	学年委員会	全学年制服リユース提供案内 配信
	21	制服リユース	全学年制服リユース提供
7	9	制服リユース	全学年制服リユース回収案内 配信
	17	制服リユース	リユース回収
		学年委員会	先生方／業者と林間学校打ち合わせ
9	19	制服リユース	全学年制服リユース回収案内 配信
	30～ 10/4	制服リユース	全学年制服リユース回収
10	24	合唱コンクール	誘導手伝い
12	18	学年委員会	先生方と修学旅行打ち合わせ
		制服リユース	全学年制服リユース提供

2 学 年 委 員 会 年 間 活 動 報 告

活 動 の 重 点	先生方と保護者との連携を深め、子どもたちの学校生活がより安全で有意義なものになるように協力する。
-----------	--

月	日	活 動 報 告	活 動 内 容
4	19	新役員打ち合わせ	学年委員長・副委員長選出・顔合わせ、引継ぎ
	26	PTA 総会	出席
5	8	制服リユース	全学年制服リユース提供案内 配信
	17	学年委員会	学年の先生方との顔合わせ
	21	制服リユース	全学年制服リユース提供
7	9	制服リユース	全学年制服リユース回収案内 配信
	17	制服リユース	リユース回収
9	19	制服リユース	全学年制服リユース回収案内 配信
	30～ 10/4	制服リユース	全学年制服リユース回収
10	24	合唱コンクール	誘導手伝い
12	3	制服リユース	全学年制服リユース提供案内 配信
	18	制服リユース	全学年制服リユース提供

3 学年委員会年間活動報告

活動の重点	先生方と保護者との連携を深め、子どもたちの学校生活がより安全で有意義なものになるように協力する。
-------	--

月	日	活動報告	活動内容
4	19	新役員打ち合わせ	学年委員長・副委員長選出・顔合わせ、引継ぎ
	26	PTA 総会	出席
5	7	学年委員会	学年の先生方との顔合わせ
12	18	制服リユース	制服リユース提供
1	8	卒業対策委員会	卒対費について話し合い・コサージュ発注確認
2	20～	卒業対策委員会	卒対費について話し合い
	25	卒業対策委員会	花束発注
3	7	卒業対策委員会	卒業対策費会計監査
	11	卒業式	卒業対策費会計報告・承認

広 報 部 年 間 活 動 報 告

活 動 の 重 点

広報誌を通して、おもに生徒達や PTA の活動を紹介する。

月	日	活 動 報 告	活 動 内 容
4	19	新役員顔合わせ	新役員打ち合わせ、部長・副部長決め、引継ぎ
		業者打ち合わせ	ミカタ担当者とスケジュール打ち合わせ
	26	P T A 総会	出席
5	2~10	第 142 号 広報誌準備	担当役員 LINE にて打ち合わせ
	17	業者と打ち合わせ	電話にて打ち合わせ
		学校と打ち合わせ	校長・教頭先生とデジタル広報誌について
	26	広報誌 申し込み	ミカタへ申し込み
30	初入稿	ミカタへ入稿	
6	11~7/1	広報誌作成	学校・本部・広報部にて校正
7	2	第 142 号 広報誌完成	第 142 号 広報誌最終校正完了
	19	第 142 号 広報誌発行	第 142 号 広報誌 配信
		第 143 号 広報誌見積	ミカタへ見積依頼
8	3	広報誌 申し込み	ミカタへ申し込み
	15	PTA バレーボール部取材 部会	撮影 体育祭取材担当者選考
9	9	PTA バレーボール部取材	先生と交流試合 撮影
10	4	体育祭	撮影
	24	合唱コンクール	撮影
11	16	第 143 号 広報誌作成	初校入稿
12	23	第 143 号 広報誌発行	第 143 号 広報誌 配信
1	29	第 143 号 広報誌再発行	画質改善版を再配信
2	随時	部会	広報部について LINE にて打ち合わせ
3	7	広報誌コンクール出品	千葉県 PTA 広報誌コンクール 発送作業□発送

厚生体育部年間活動報告

活動の重点	スポーツを通してPTA会員の交流を図る。 花造りを通して校内美化に努める。
-------	--

月	日	活動報告	活動内容
4	15	バレーボール発足式	PTAバレーボール部 顔合わせ
	19	新役員打ち合わせ	部長・副部長決め・引継ぎ
	20～23	オンラインミーティング	仕事分担決め・夏休み水やり相談
	26	PTA総会	総会出席
5	10	オンラインミーティング	三役会議 活動相談
	13	前部長と引継ぎ	引継ぎ・用務員と打合せ
		PTAバレーボール	酒井根教職員交流試合
	16	オンラインミーティング	活動相談
	22・23	買出し	一学期の花、腐葉土の購入
6	3	プランター回収	つくし特別支援学校プランター回収
	10	PTAバレーボール	大会参加申し込み(酒井根小と合同チーム)
	24	キャプテン会議	PTAバレーボールキャプテン会議出席
7	10	PTAバレーボール	手紙作成
	18	オンラインミーティング	夏休み水やり打合せ
	26	PTAバレーボール	PTAバレーボール大会
7/20～9/1		夏休み水やり	花壇・プランター水やり、プランター洗い
9	9	PTAバレーボール	酒井根教職員交流試合
11	1	オンラインミーティング	三役会議 活動相談
	5	パンジー搬入打合せ	つくし特別支援学校と電話打合せ
	6・11	買出し・パンジー納品	つくし特別支援学校のパンジー納品・腐葉土購入

12	15	オンラインミーティング	三役会議 二学期の花購入打合せ
	16	買出し	二学期の花購入
	19	オンラインミーティング	二学期の活動報告・三学期の活動打合せ
1	17	オンラインミーティング	三役会議 花購入打合せ
	20	オンラインミーティング	花購入打合せ
2	19	買出し	花購入下見
	20	買出し	花購入
	25	買出し	腐葉土購入
		オンラインミーティング	3学期の活動報告

校外生活部年間活動報告

活動の重点	校外パトロールや「こども 110」活動の推進を通して、子どもたちや地域環境の安全に努める。 学校行事のパトロールをし、その円滑な運営に協力する。
-------	---

月	日	活動報告	活動内容
4	19	新役員打ち合わせ	部長・副部長決め、引継ぎ ステッカー協力依頼の準備・作成日程決め
	26	P T A 総会	欠席
5	1	部会	1年生保護者宛 ステッカー協力依頼手紙配布
6	3	部会	ステッカー作成・配布
7		パトロール	各自 夏休み中に出来る日にパトロール実施
	21	夏祭りパトロール	各地区の夏祭りパトロール
			こども 110 登録店 継続の依頼
8		パトロール	各自 夏休み中に出来る日にパトロール実施
	24.25	夏祭りパトロール	各地区の夏祭りパトロール
			こども 110 登録店 継続の依頼
10	4	体育祭	駐輪場整備手伝い
	19	秋祭りパトロール	酒井根東町会秋祭りパトロール（酒井根第 1 公園）
11	～29	こども 110	協力者名簿・活動報告書作成、郵送

少年補導委員年間活動報告

活動の重点	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の非行防止 ・有害環境の浄化等を目的としたパトロール ・柏駅周辺街頭補導（2ヶ月に1回） ・地区パトロール（月に1～2回）
-------	--

月	日	活動報告
4	20	補導委員連絡協議会総会 出席
	26	PTA 総会
5	1	酒井根中学校 校長先生へ挨拶
	9	柏市街頭補導
	11	地区パトロール
6	7	第1回学警連小中高情報交換会 出席（地区長）／地区パトロール
	8	第1回柏市少年補導委員連絡協議会運営委員会出席（地区長）
	22	地区パトロール
7	21	酒井根祭り・西山祭りパトロール
8	24.25	東山祭り、光が丘夏祭りパトロール
	25	光が丘夏祭りパトロール
9	21	地区パトロール
10	3	体育祭前日パトロール
	4	体育祭当日パトロール
	24	合唱コンクール（柏駅⇒柏市民会館まで見守り）
11	16	柏市少年補導員連絡協議会運営委員会出席
	24	地区パトロール
12	14	一日補導キャンペーン（松葉）
	29	地区パトロール
1	14	各学校4校へあすなろ配布
	24	地区パトロール
2	10	あいさつ運動
	14	地区ミーティング・地区パトロール
3	10	卒業式前日パトロール
	11	卒業式外警備

青少年健全育成推進協議会年間活動報告

月	日	活動報告	活動内容
5	20	第1回定例会出席	音楽の集いについて話し合い
6	8	第2回定例会出席	音楽の集いについて話し合い
7	13	第3回定例会出席	音楽の集い参加団体確認、参加賞決め チラシ兼ポスター作製
9	14	第4回定例会出席	音楽の集いチラシ兼ポスター配布
10	6	音楽の集い代表者会議出席	
	12	第5回定例会出席	音楽の集い役割分担決め
11	2	音楽の集い	誘導・案内等
1	11	第6回定例会出席	音楽の集い反省
2	8	第7回定例会出席	2025年度音楽の集いについて 辞校式贈呈品について
3	8	第8回定例会出席	2025年度音楽の集いについて
4	12	第9回定例会出席(予定)	総会準備(予定)

令和6年度 酒井根中学校PTA会費決算報告書

1.収入の部

(単位:円)

項 目	予算額	実収入金額	備 考
保護者会費	2,520,000	2,489,900	350円×世帯数×12か月
教員会費	147,000	168,000	350円×教員数(40人)×12か月
繰越金	320,949	320,949	
雑収入	0	0	利息他
合 計	2,987,949	2,978,849	

2.支出の部

(単位:円)

	No	項 目	予算額	支出額	残 高	摘 要
運 営 費	1	消 耗 品 費	30,000	0	30,000	事務用品、備品等
	2	出張交通費	30,000	1,340	28,660	研修会等の参加交通費
	3	慶 弔 費	80,000	68,000	12,000	見舞い、慶弔、餞別等
	4	渉 外 費	80,000	19,500	60,500	対外行事参加費
	5	負 担 金	100,000	83,300	16,700	市P連負担金
	6	傷 害 保 険 料	90,000	67,520	22,480	団体傷害保険料・個人情報漏えい補償
	7	周年事業費	100,000	100,000	0	創立・周年事業の積立
	8	事務運営費	100,000	100,000	0	印刷機トナー・印刷機保守点検費
		小 計	610,000	439,660	170,340	
活 動 費	9	研 修 費	10,000	0	10,000	対外行事研修会参加費等
	10	学年委員会費	10,000	0	10,000	学年活動費
	11	広 報 部 費	380,000	127,227	252,773	広報誌発行等の活動費
	12	厚生体育部費	165,000	70,237	94,763	スポーツ大会等の活動費、種苗・花壇整備等の美化活動
	13	校外生活部費	8,000	0	8,000	校外指導等の活動費
		小 計	573,000	197,464	375,536	
協 力 費	14	生徒活動奨励費	1,350,000	1,350,000	0	部活動の各種大会参加費等の補助、総合的学習への助成
	15	行事協力費	110,000	89,950	20,050	学校行事補助(卒入学式、合唱コンクール)
	16	卒業生贈答品費	120,000	109,650	10,350	卒業生記念品等
		小 計	1,580,000	1,549,600	30,400	
	17	予 備 費	14,949	0	14,949	
		合 計	2,777,949	2,186,724	591,225	

実収入額2,978,849円-支出額2,186,724円=残高792,125円。

よって、本年度の残高792,125円を次年度に繰越いたします。

令和6年度 積立金残高報告

周年事業積立金

運営費項目の「周年事業費」は前年度残高 2,508,275 円に当年予算額の 100,000 円を加え、**令和7年3月26日現在 2,608,275 円**です。

生徒活動積立金

協力費項目の「生徒活動奨励費」は当該内規第6条により残高を積み立て、予算額より支出が上回る場合には補充に充てることになっています。

本年度は予算 1,350,000 円に対して 1,350,000 円を支出しましたので、今年度残高は 1,453,794 円です。

令和7年3月26日現在 1,453,794 円です。

会計監査報告

令和6年度10月の中間会計監査並びに3月の年度末会計監査の結果、収入収支ともに適正であり、諸帳簿・領収書等も整理されており、厳正かつ適正に処理されていることを報告いたします。

令和7年3月26日

令和6年度会計監査

後藤 貴子



岸上 奈々子



令和7年度PTA役員候補者名簿

推薦委員長　中本　裕美子

役　　職	氏　　名
会　　長	藤　村　尚　輝
副　会　長	平　川　ル　ミ
副　会　長	田　中　亜　紀　子
書　　記	半　谷　瑞　恵
書　　記	磯　野　睦　美
書　　記	教　務　主　任
会　　計	加　藤　倫　子
会　　計	川　口　優　子
会　　計	教　　頭
会　計　監　査	岸　上　奈　々　子
会　計　監　査	藤　木　民

令和7年度 酒井根中学校PTA会費予算書(案)

1.収入の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	摘 要
保護者会費	2,520,000	350円×600世帯×12か月
教員会費	147,000	350円×35人×12か月
前年度繰越金	792,125	
合 計	3,459,125	

2.支出の部

(単位:円)

	No	項 目	予 算 額	摘 要
運 営 費	1	消 耗 品 費	180,000	事務用品、備品、PC購入費等
	2	出張交通費	30,000	研修会等の参加交通費
	3	慶 弔 費	80,000	見舞い、慶弔、餞別等
	4	渉 外 費	80,000	対外行事参加費
	5	負 担 金	100,000	市P連負担金
	6	傷 害 保 険 料	90,000	団体傷害保険料、個人情報漏えい補償
	7	周 年 事 業 費	100,000	創立・周年事業積立
	8	事 務 運 営 費	100,000	印刷機トナー・印刷機保守点検費
		小 計	760,000	
活 動 費	9	研 修 費	10,000	対外行事研修会参加費等
	10	学 年 委 員 会 費	5,000	学年活動費
	11	広 報 部 費	270,000	広報誌発行等の活動費、カメラ購入費
	12	厚 生 体 育 部 費	50,000	スポーツ大会等の活動費
	13	校 外 生 活 部 費	5,000	校外指導等の活動費
		小 計	340,000	
協 力 費	14	生徒活動奨励費	1,350,000	部活動の各種大会参加費等の補助、総合的学習への助成
	15	行 事 協 力 費	110,000	学校行事補助(卒入学式、合唱コンクール)
	16	卒 業 生 贈 答 品 費	120,000	卒業生記念品等
		小 計	1,580,000	
	17	予 備 費	569,125	
		合 計	3,249,125	

* 収入予算合計額との差額について: 正式な会員数が確定できない為、支出の部を保護者会費(世帯数600)に対し(暫定数550)で算出しています。

令和7年度活動計画（案）

1. P T A活動の目的

P T A活動の目的は保護者と教師が協力して、子供達の健全な成長を図っていくことにあります。現在はコミュニティスクール構想下での学校運営となっており、保護者・学校・地域の協働が必須となっております。お互いが理解しあって連携を密にしていく事で構築される相互関係が重要です。

子供達の健やかな成長の為に活動することは必須とし、P T A活動に参加することにより子供に関する情報が得られ、学べることで私達親の自己成長の場となるよう努めます。

2. 本年度の活動テーマと重点施策

(1) 活動テーマ

大きく、豊かに、たくましい子どもの育成をめざし、
柔軟かつ効果的なP T A活動を進めよう。

(2) 重点施策

- ◇学校・家庭・地域の協働を推進し、「家庭」「地域」の教育力の向上を図り、教育上の今日的課題の解決及び未来の仕組み作りを推進していきます。
- ◇ 研修活動の充実を図っていきます。
- ◇ 地域団体・関連機関との連携を一層密にしていきます。

3. 各部会の活動目標

学 年 委 員 会	学級懇談会や学年委員会・学年合同委員会を通して、教員と保護者の相互理解と連携を深める。とくに3学年委員会では、卒業にかかわる取り組みを進める。
広 報 部	広報紙「境嶺（さかいね）」を発行して、広報活動を進める。
校 外 生 活 部	校外指導（パトロール）の実施や四校会議を通して、地域の教育環境の保全に努める。また、学校行事における保護者の来校に関して、駐輪場の整備等を行う。
厚 生 体 育 部	バレーボールの練習や・各種スポーツ大会への参加を通して、会員相互の親睦交流を図る。

4. 地域関係機関との協力

柏 市 P T A 連 絡 協 議 会 （ 市 P 連 ）	柏市立幼小中学校PTA相互の連絡及び共通課題の研究を進め、相互提携して柏市立幼小中学校及びPTAの発展に寄与する。
酒 井 根 地 区 P T A 四 校 連 絡 協 議 会	酒井根地区小学校三校と情報を共有・協議し、より良いPTAを目指し実践する。
酒 井 根 地 区 青 少 年 健 全 育 成 推 進 協 議 会 （ 青 少 協 ）	酒井根地区の町会・各PTA・学校・子供会・民生主任児童委員・補導委員・青少年相談員等のメンバーで連絡調整を行い、研修や音楽の集いを通して地域ぐるみの青少年健全育成運動を推進し、青少年の非行防止と健全なる育成を図る。
少 年 補 導 委 員	青少年を取り巻く地域の実態を把握し、非行化防止・有害環境の浄化活動を図り、柏駅周辺の定例街頭補導・地区パトロール等を行う。
青 少 年 相 談 員	青少年が人や自然との触れ合いを深め、感動を分けあえるような機会を提供できるよう創意工夫し、オーバーナイトハイク等の活動を通して子どもたちの健全なる育成を図る。

運 営 委 員（各学年）

役員名	選 出	内 容	備 考
学 年 委 員	各学年 6名程度	学年委員会の運営	学年委員長・副委員長を互選
広 報 部 員	各学年 6名程度	広報部会の運営 広報『境嶺』発行等	広報部の部長・副部長を互選
校外生活部員	各学年 6名程度	夏祭りパトロール 「こども110」や 危険箇所の確認	校外生活部の部長・副部長を互選
厚生体育部員		厚生体育部会の運営	PTA バレー部 部長兼務

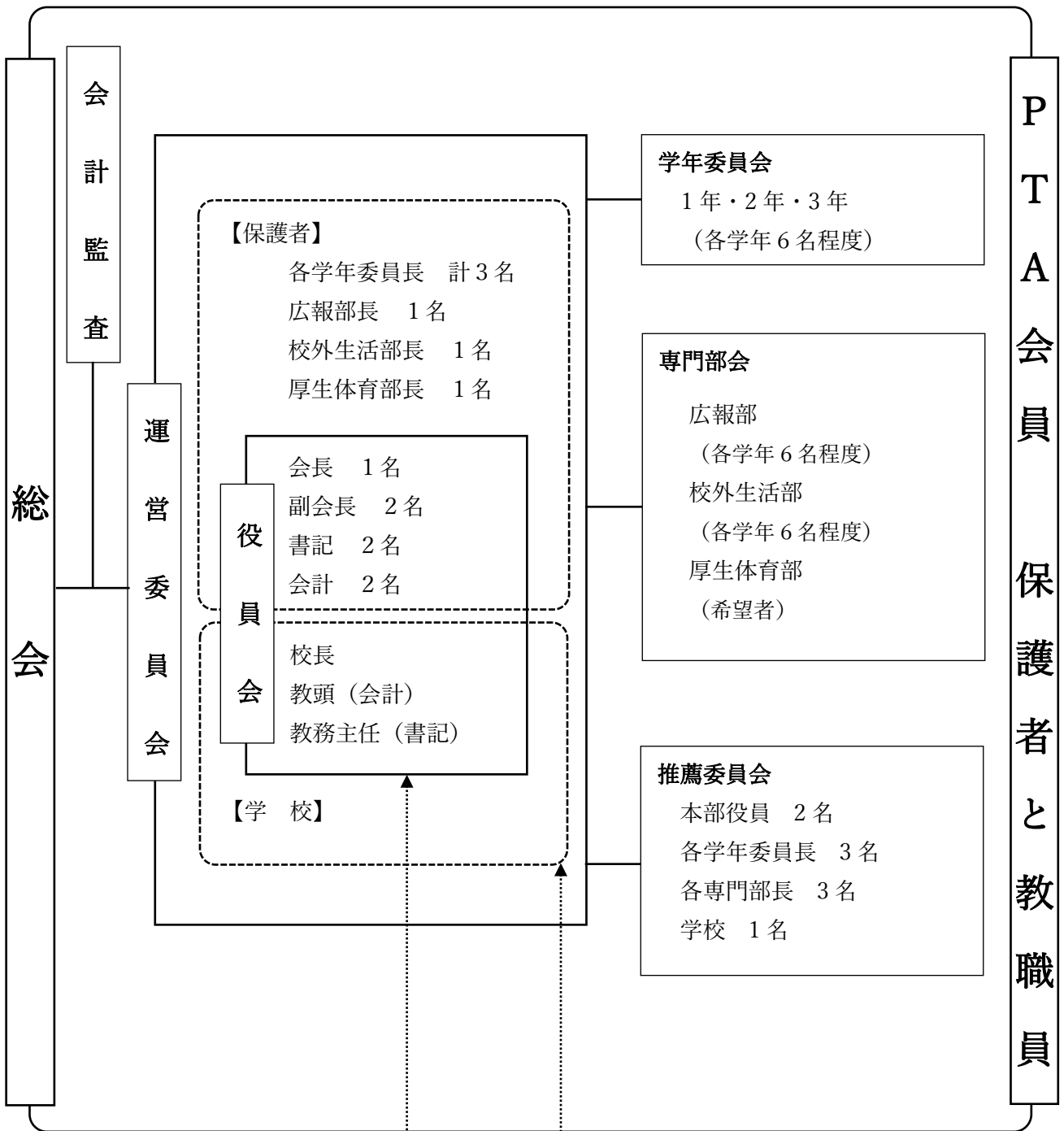
※ 必要に応じて、PTA行事への協力をお願いする場合があります。

活動ボランティア（全会員）

本校PTAはどなたでも気軽に活動に参加できるようボランティアの募集を行っています。役員、委員以外の方についても1年間のPTA活動において、ボランティア活動に参加・協力をお願いいたします。

※ ボランティアの活動内容は、年度によって異なります。

酒井根中学校 P T A 組織構成図 (令和 7 年度)



地域関係機関①

- ・ 柏市 P T A 連絡協議会 (市 P 連)
- ・ 酒井根地区青少年健全育成推進協議会 (青少協)
- ・ 酒井根地区四校 P T A 連絡協議会
- ・ 酒井根中学校区学校運営協議会 (サカスク)

地域関係機関②

少年補導委員

地域関係機関③

青少年相談員

P T A 会 則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は酒井根中学校PTAと称し、事務所を酒井根中学校内に置く、任意加入の社会教育団体である。

第2章 目 的

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、酒井根中学校教育の振興をはかり、生徒の福祉を増進し、会員相互の理解と研修を進める。

第3章 活動及び主旨

第3条 本会はその目的達成のために家族と学校の緊密な連絡のもとに次のような活動をする。

1. 生徒の教育環境をととのえる。
2. 生徒の生活環境をととのえる。
3. 生徒の校外生活を指導する。
4. 会員相互の理解を深め、向上をはかる。
5. この地域の社会教育の振興を助ける。
6. その他、本会の目的を達成するために必要な活動をする。

第4条 本会は次の主旨に則り前条の活動をする。

1. 教育の本旨とする民主的な教育団体としての本義を守る。
2. 特定の政党、宗教に偏らない。
3. 営利のみを目的とする行為はしない。
4. 学校の人事、管理に干渉しない。

第4章 会 員

第5条 本会は次の会員で組織される。

1. 本校に在学する生徒の父母、またはこれに代わる者（以下、保護者という）。
2. 本校に勤務する教職員。
3. 入会については、入学・着任をもって仮登録とし、2週間以内に非入会の申し出がない場合は本入会とする。
4. 退会については、退会の意を書面提出することにより退会とする。様式は不問。

第6条 会員は会費を納めるものとする。但し、特定の事情がある会員に対しては会費を減免することができる。

第7条 会員は本会に対し公正な権利を有す。

第5章 役 員

第8条 本会に次の役員をおく。

会長 1名
副会長 2名
書記 3名（うち1名は教職員）
会計 3名（うち1名は教職員）
会計監査 2名

第9条 役員の選出方法については細則で定める。役員の任期は1年とし、選出の際は総会の承認を得なければならない。但し、再任を妨げない。

第10条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 書記は総会及び運営委員会の開催準備ならびに議事の記録、本会活動に関する重要な事項の記録、関係文書の作成・配布・保管にあたる。
4. 会計は総会が決定した予算に基づく一切の会計事務、会計監査を経て総会において決算報告をする。その他本会の財産管理にあたる。
5. 会計監査は必要に応じ随時会計監査を行い、予算運用の適否を総会に報告する。
6. 学校長は学校経営の立場から、必要に応じて会議に出席し、意見を述べるができる。

第6章 会 計

第11条 本会の経費は会費、その他の収入及び寄付によってまかなわれる。会費は一世帯につき月額350円とする。

第12条 本会の経理は総会で議決された予算に基づいて行なわれる。

第13条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 機 関

第15条 本会に次の機関をおく。

総会・運営委員会・役員会
学年委員会・専門部会

第16条 総会は本会の最高議決機関であって全会員をもって構成する。

第17条 総会は次の事項を審議決定する。

1. 役員の選出
2. 年度決算の承認
3. 年度予算の議決
4. 会則の改正
5. その他重要事項の審議ならびに議決

第18条 総会は定期総会と臨時総会のふたつとし、会長がこれを召集する。

1. 定期総会は原則として、毎年4月に開く。
2. 臨時総会は運営委員会が必要と認めたととき、または会員の3分の1以上の要求があったとき開く。

- 第19条 総会は会員の4分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数のときは議長が決する。但し、出席は委任状をもって代えることができる。
- 第20条 役員会は会長、副会長、書記、会計及び校長、教頭、をもって構成する。役員は総会、運営委員会等の招集、議案の提示、その他の本会の活動に必要と思われる事項について協議する。重要事項について審議決定し、運営委員会に周知する。
- 第21条 学年委員会は学年委員長、副委員長の選出及び学年PTAの運営にあたる。
- 第22条 運営委員会は会長、副会長、会計、書記と各専門部長、学年委員長及び校長、教頭、教務主任をもって構成し、総会の決定に基づき一般の会務及び緊急事項について協議する。
- 第23条 運営委員会は次の専門部を設け、必要に応じて特別委員会を設けることができる。
1. 広報部
会報の発行、その他の広報活動。
 2. 厚生体育部
体育祭参加・協力、バレーボール大会等レクリエーション。学校内の設備の充実改善に関する事。
 3. 校外生活部
生徒の校外指導、地区懇談会の推進。
- 第24条 校外生活部には必要に応じて次の支部をおく。
酒井根1、酒井根2、酒井根3、東山・西山、光ヶ丘、中原、南増尾の各支部。
1. 支部は支部の全会員で組織し、支部長、副支部長の選出及び本会の目的達成に必用な活動を行なう。
 2. 支部相互の連携を蜜にするために支部長、副支部長会を設け代表者を互選する。
- 第25条 運営委員会は年間6回以上開催し、専門部会は必要に応じて開く。
- 第8章 附 則**
- 第26条 本会の運営ならびに活動についての細則は、この会則に反しない限り運営委員会の議決を経て定める。
- 第27条 この会則は総会の出席者3分の2以上の同意がなければ改正することができない。
- 第28条 この会則は昭和53年4月1日より実施する。
- ※ 昭和58年4月30日 第24条「南増尾」挿入。
 - ※ 昭和60年4月20日 第24条「公団1・公団2・公団3」を「光ヶ丘公団」と改正する。
 - ※ 昭和61年4月19日 第23条、第24条の「校外指導部」を「校外生活部」と改正する。第23条、第24条の「支部長」の次に「副支部長」を挿入。「わらびが丘」を削除。
- ※ 昭和63年4月16日 会則第9条に基づくPTA役員選出に関する細則の第2条を改正する。第3条以下については「指名委員」を「推薦委員」と改正する。
 - ※ 平成5年4月17日 第24条「南増尾」を「南増尾1、南増尾2」と改正する。
 - ※ 平成5年4月17日 第2条、第5条「父母」を「保護者」と改正する。
 - ※ 平成8年4月20日 第11条「会費、月額200円」を「会費、月額250円」と改正する。
 - ※ 平成8年4月20日 第24条「南増尾1、南増尾2」を「南増尾」に改正し、「青葉台」を挿入。
 - ※ 平成12年5月1日 第24条「酒井根1、酒井根2」の一部の地区の住居表示を変更する。
 - ※ 平成17年4月22日 第11条「会費、月額250円」を「会費、月額350円」と改正する。
 - ※ 平成18年4月21日 PTA役員選出に関する細則 第2条「推薦委員会は各学年より2名、運営委員から3名」を「運営委員会の本部役員より2名、学年部長、各専門部長より7名」と改正する。
 - ※ 平成26年4月18日 第24条「酒井根東」と「松野台」を統合し「酒井根3」と改正する。また、酒井根2、西山の境界を変更する。
 - ※ 平成29年4月21日 第24条「光ヶ丘公団」を「光ヶ丘団地」と改正する。また、「光ヶ丘団地」の住居表示及び境界を変更する。
 - ※ 平成30年1月13日 第23条「文化部」を削除し役員選出に関する細則（第2条）を改正する。
 - ※ 令和2年4月1日 第24条「酒井根2」に青葉台2丁目を統合する。「南増尾」に青葉台1丁目を統合する。また、「東山」「西山」「光ヶ丘中部」「光ヶ丘団地」の境界を変更し、「東山・西山」「光ヶ丘」と改正する。
 - ※ 令和4年4月28日 第25条運営委員会は「毎月1回以上開催」を「年間6回以上開催」と改正する。
 - ※ 令和6年3月27日 第27条に基づき会則を改定。第1条に「任意加入の社会教育団体」を加える。第5条に3、4項を追加。第20条に重要事項に関する内容を追加。

第24条に「必要に応じて」を追加する。

- ※ 令和6年12月6日 第27条に基づき会則を改定。生徒活動奨励費の運用についての内規を改定する。

第29条 昭和62年4月16日 会員に関する慶弔の細則を定める。会員の慶弔については細則に基づいて実施する。

- ※ 平成3年4月6日 会員に関する慶弔の細則を改正する。

- ※ 平成15年4月18日 会員に関する慶弔の細則を改正する。

- ※ 平成16年4月26日 生徒活動奨励費の運用についての内規を改正する。

- ※ 令和2年4月24日 会員に関する慶弔の細則を改正する。

第30条 令和2年10月1日 個人情報取扱規則（細則）を定める。会員の個人情報取扱いについては細則に基づいて実施する。

細則 および 内規

PTA役員選出に関する細則

第1条 この細則はPTA会則9条に基づき、PTA役員の選出について必要な事項を定める。

役員の選出については推薦委員会を設ける。推薦委員会は運営委員会の本部役員から2名、学年部長、各専門部長より6名、学校側より1名、計9名で構成する。

第2条 推薦委員会は推薦委員の互選により正副委員長各1名を選出する。

第3条 推薦委員会は次のことを行なう。

1. 会員から推薦された役員候補者または役員として適任者を人選する。
2. 役員候補者を総会に先立って運営委員会に報告し、全会員に通知する。
3. 候補者について総会に提案する。
4. 推薦委員が役員候補者に推薦された場合は、運営委員会にはかり、その任務を解き新たに推薦委員を充足することができる。

第5条 推薦委員の任期は委員会の結成されたときから、総会において新役員が選出されるまでとする。

PTA会員に関する慶弔の細則

1 教職員の慶弔

- (1) 本人及び配偶者・親・子の不幸
5,000円
- (2) 本人の2週間以上の入院
5,000円

2 PTA会員及び生徒の慶弔

- (1) 生徒の不幸 10,000円
(花輪も添える)
- (2) PTA会員の不幸 5,000円
- (3) 生徒の2週間以上の入院
5,000円

3 教職員の転出に際しての餞別

- (1) 花束または記念品

4 その他

- (1) 災害や特別の事情が発生した場合は、運営委員会の決議によって処理する。また緊急の場合は役員で処理し運営委員会に報告する。

- (2) 慶弔に関する返礼は行なわない事にする。

- (3) 慶弔に対する学年、学級単位での金品の贈与は当該学年、学級で検討する。

- (4) 運営委員会の承認を得られれば、この限りではない。

生徒活動奨励費の運用についての内規

第1条 (内規の目的)

この内規は生徒活動のうち、生徒活動奨励費をもって助成する対象及びその助成の内容について必要事項を定める。

第2条 (助成の対象となる活動)

- (1) 各部の県大会以上の大会。複数回あった場合は、1大会とする。
- (2) 学習に関するもので、運営委員会で助成が望ましいと判断されたもの。全生徒対象のものが望ましいが、それ限りではない。

第3条 (助成の対象者)

生徒活動奨励費をもって助成する対象人数は、主催団体が提出要求する補欠も含めた1チームの登録人数とする。但し、個人の場合は出場者当人のみ、吹奏楽、合唱等は出場者全員とする。

第4条 (助成の内容)

- (1) 大会費全額。交通費の2分の1とする。但し、特別な場合は運営委員会の審議を経て、役員会で決定する。
- (2) 総合的学習についての助成金は、学校との話し合いにより決定する。

第5条 (支給の原則及び支給規定)

- (1) 助成は、原則予算額の範囲内とする。
- (2) 各部は、2学期末までに領収書等の詳細を添付し、申請する。
- (3) 支給は、年度末とする。各部の申請合計が予算額を超えた場合には、役員会で協議し配分する。

第6条 (生徒活動奨励費残高の積み立て)

生徒活動奨励費による助成の対象となる大会への出場は年度により異なり、予算を上回る支出となることも予想される。このため、当該勘定科目に

残高の出た年度にあつては、これを別途積み立て
次年度以降の生徒活動奨励費の補充にあてるもの

とする。尚、本積立金の支出に当たっては運営委
員会の議を経て会長がこれを行なう。

『PTA団体総合補償制度』について

1. 制度の内容

父母、教師、児童生徒がPTA行事参加中にケガをした場合に見舞金を給付する「傷害見舞金」とPTA行事中に法律上の損害賠償責任を負った場合に見舞金を給付する「賠償見舞金」をセットにしたものです。

2. 対象となる主な事故

☆ 傷害見舞金

PTAの管理下（集合から解散まで）および往復途上において父母会員、教師会員および児童生徒が急激、偶然、外来の事故（細菌性食中毒を含む）により身体に傷害を被った場合に見舞金を給付します。

☆ 賠償見舞金

PTA管理下において生じた次の事故につき、PTAが法律上その損害を補償しなければならない場合に、それによって被る損害について見舞金を給付します。

- ◇ 活動中に他人にケガをさせたり死亡させたり、他人の財物を壊したとき（活動危険）
- ◇ 第三者から借用したスポーツ用具その他の財物を行事中に壊したり紛失したり、盗まれたとき（保管物危険）

3. 見舞金の種類と金額

※保険料は1会員あたり年額90円(令和7年度)

傷害見舞金（保険金額、入院日額は1名あたり）					
死亡・後遺傷害	235万円	入院	3,000円	通院	1,500円
賠償見舞金	支払い限度額				自己負担額
活動危険	対人 1名につき	5,000万円		3億円	1,000円
	1事故につき				
保管物危険	対物 1事故につき	500万円		10万円	5,000円
	支払対象期間通算	1,000万円			
提供飲食物危険	1名・1事故につき	活動に伴う賠償責任と同額			1,000円
法律相談	弁護士費用 1事故につき	100万円			
	支払対象期間通算	1億円			